

西大阪地域水防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、西大阪地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「西大阪地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、高潮、洪水、津波などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「西大阪地域」とは、別図1及び別図2に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「西大阪地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGの新設をすることができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で「西大阪地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 情報連絡システムの整備
- (3) 水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

2 前項のうち、別図2に示す寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項

- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「西大阪地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府西大阪治水事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

- 1 この規約は、平成3年5月23日から実施する。
- 2 平成13年 6月29日 一部改正
- 3 平成16年 6月18日 一部改正
- 4 平成19年 6月29日 一部改正
- 5 平成20年 6月27日 一部改正
- 6 平成21年 6月23日 一部改正
- 7 平成22年 6月24日 一部改正
- 8 平成23年 6月24日 一部改正
- 9 平成24年 7月 2日 一部改正
- 10 平成25年 7月16日 一部改正
- 11 平成26年 7月 8日 一部改正
- 12 この規約は、平成30年3月19日から実施する。
- 13 平成30年 5月31日 一部改正
- 14 令和 元年 5月28日 一部改正
- 15 令和 2年 5月29日 一部改正
- 16 令和 3年 6月 9日 一部改正
- 17 この規約は、令和4年3月22日から実施する。
- 18 令和 4年 7月 8日 一部改正
- 19 令和 5年 5月24日 一部改正
- 20 令和 6年 5月30日 一部改正
- 21 令和 7年 5月27日 一部改正

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪市長
豊中市長
吹田市長

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
大阪府危機管理室災害対策課長
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局道路河川部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪港湾局 ~~計画整備~~ **施設管理**部防災・海上保全担当課長

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合事務局長
淀川左岸水防事務組合事務局長
大和川右岸水防事務組合事務局長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区气象台長
大阪海上保安監部警備救難課長

(警察機関)

大阪府警察本部警備部警備第二課長
大阪府此花警察署長
大阪府西警察署長
大阪府大正警察署長
大阪府西淀川警察署長
大阪府住之江警察署長
大阪府西成警察署長
大阪府港警察署長
大阪府淀川警察署長
大阪府東淀川警察署長
大阪府大阪水上警察署長

(消防機関)

大阪市消防局警防部警防対策担当課長

(占有事業者)

西日本電信電話株式会社 関西支店 災害対策室長
大阪ガスネットワーク株式会社 大阪事業部 導管計画チームマネージャー
関西電力送配電株式会社 ~~大阪支社~~ ~~大阪北総務部~~
~~コミュニケーション統括グループ~~ ~~チーフマネージャー~~ **大阪北本部** **統括グループ** マネージャー

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 **工務次長** **阪奈支社長**
阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部工務部施設課長
阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部技術部保線課長
京阪電気鉄道株式会社 工務部技術課土木担当課長
近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部大阪統括部施設部工務課長
中之島高速鉄道株式会社 **管理部長** **常務取締役**
大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部安全統括部危機管理課長

(別表2)

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所防災対策課長
大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事
大阪府都市整備部下水道室事業課長
大阪府危機管理室防災企画課 参事
大阪府危機管理室災害対策課 参事
大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局道路河川部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪港湾局計画整備施設管理部防災・海上保全担当課長
豊中市危機管理監
豊中市都市基盤部長
吹田市危機管理室長
吹田市下水道部長

(国関係)

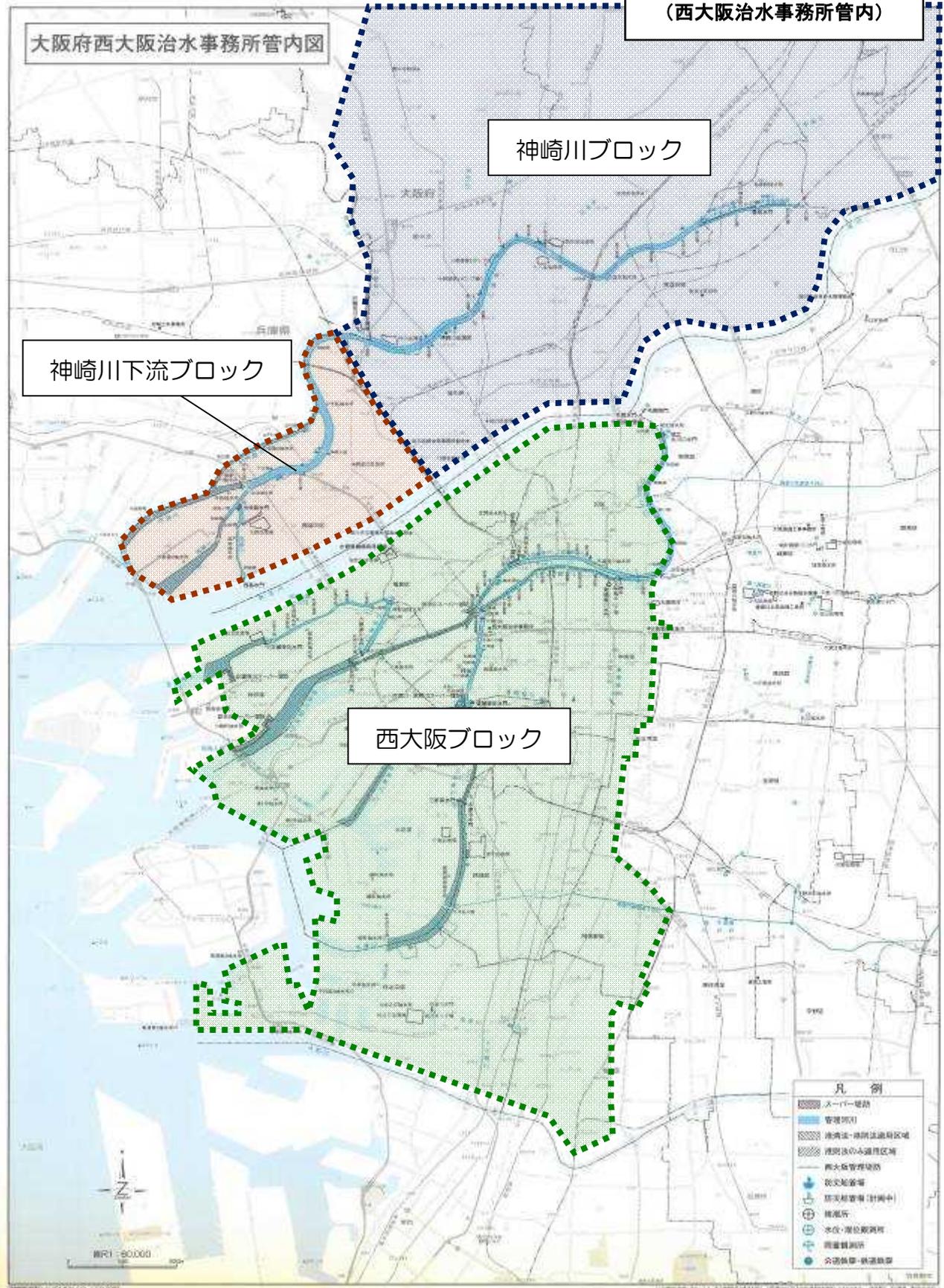
淀川河川事務所 総括地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部気象防災情報調整官

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合総務課長
淀川左岸水防事務組合防潮課長
大和川右岸水防事務組合総務課長

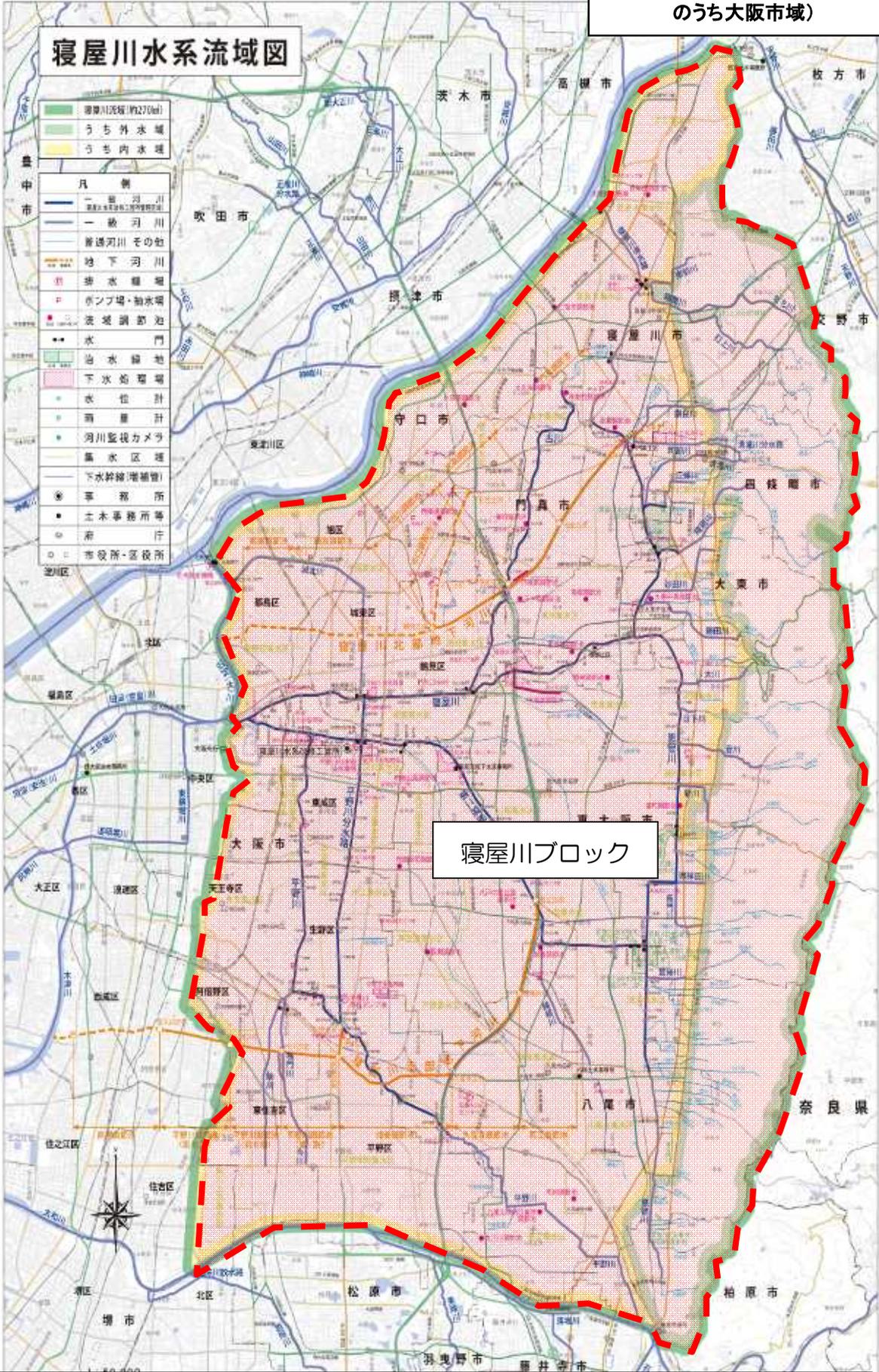
別図1「西大阪地域」

(西大阪治水事務所管内)



※「西大阪地域」とは、別図1に示す西大阪治水事務所管内及び別図2に示す寝屋川水系改修工営所管内のうち、大阪市域とする。

別図2「西大阪地域」
 (寝屋川水系改修工営所管内のうち大阪市のうち大阪地域)



※「西大阪地域」とは、別図1に示す西大阪治水事務所管内及び別図2に示す寝屋川水系改修工営所管内のうち、大阪市域とする。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表

| 具体的な取組の柱 | | 主な取組内容 | 取組状況 |
|--|-------------|--|--|
| 事項【大分類】 | 具体的な取組【中分類】 | | |
| | | | |
| (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 | | | |
| ①情報伝達、避難計画等に関する事項 | | | |
| 洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの運用) | | ホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する。 | ホットラインの名簿を更新し、連絡体制を再確認した。 |
| 高潮時における海岸管理者等からの情報提供等 (高潮氾濫発生情報の運用) | | 高潮氾濫発生情報の伝達方法等について、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。 | 訓練等を通じて抽出された課題を整理し必要に応じて見直しの検討を行った。 |
| 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水対応タイムライン) 【広域】 | | 神崎川流域広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。 | 大型台風の接近に備え、タイムラインを1回発動したがステージ3で終了。実運用上の行動に齟齬はなかった。今後も必要に応じて見直しの検討を行う。 |
| 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水対応タイムライン) 【市域・町域】 | | 【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。 | 府内における市町村タイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。 |
| | | 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した多機関連携型タイムラインを、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。 | 必要に応じて見直しを実施。 |
| 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水対応タイムライン) 【コミュニティ】 | | 【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。 | 府内におけるコミュニティタイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。 |
| | | 【地域（コミュニティ）単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。 | 必要に応じて見直しを実施。 |
| 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン) 【広域】 | | 【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域の多機関連携型タイムラインを検討・作成する。 | 府内におけるコミュニティタイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。 |
| | | 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した広域タイムラインを実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。 | 必要に応じて見直しを実施。 |
| 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン) 【市域・町域】 | | 【避難勧告型タイムラインの作成】 吹田市において、避難情報の発令基準の作成を検討する。 | 避難情報の発令基準の作成を検討した。 |
| | | 【多機関連携型タイムラインの作成】 各市域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し、協議会で実施内容を共有する。 | 府内における多機関連携型タイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。 |
| | | 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した各市域タイムラインを実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。 | 必要に応じて見直しを実施。 |
| 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン) 【コミュニティ】 | | 【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。 | 府内におけるコミュニティタイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。 |
| | | 【地域（コミュニティ）単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。 | 必要に応じて見直しを実施。 |
| 水害危険性の周知促進 | | 【水位周知下水道の指定】 ・地下街等の水位周知下水道の検討を進めるとともに、大阪府水防計画への反映について検討する。 | 大阪市で、梅田地区において地下街管理者に対し下水道管の水位情報の提供を行っているが、さらなるソフト対策の推進に向け、新たな水位情報の活用のための取り組みについて検討中。 |
| ICTを活用した洪水情報の提供 | | 【情報提供の拡大】 ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成 ・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台） | 大阪府河川防災情報でスマートフォンに対応した閲覧画面をR4.12から公開した。 防災情報等で用いる予報用語については適宜見直しを実施。 |
| 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（洪水・高潮災害） | | 【避難確保計画作成の促進】 ・浸水想定区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う。 ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。 | 10369か所のうち10369か所で計画作成済み。 |
| | | 【避難訓練実施の徹底】 ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる。 | 10369か所のうち1057か所で訓練実施済み。 |

| 具体的な取組の柱 | | |
|---|--|--|
| 事 項【大分類】 | 主な取組内容 | 取組状況 |
| 具体的な取組【中分類】 | | |
| ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | | |
| 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 | 公共下水道等の雨水出水浸水想定区域図を作成し周知を行う。 | 流域下水道の雨水排水区域において、内水浸水想定区域図を作成し、その成果を関連市町に提供。引き続き、府内市町村を対象に技術的支援に取り組む。 |
| 水害ハザードマップの改良、周知、活用 | 【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・旧淀川筋における、想定最大規模の浸水想定区域図のハザードマップへの反映、配布を実施する。 ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。 | 大阪市において実施済み。 |
| | 【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。 | 大阪市において実施済み。 |
| | 【内水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。 | 大阪市において実施中。 |
| 防災教育の推進 | ・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組を強化。 ・出前講座などによる防災教育の推進。 | ・教育関連機関や住民からの依頼に応じ、講演や出前講座を適宜実施。 |
| 共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成 | ・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報共有し、より充実した取組を検討・調整。 | 防災関係機関・団体での事例を協議会他の会議で共有した。 |
| | ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して、専門家による支援を行い、協議会の場等で共有する。 | 大阪府内市町村防災対策協議会との共催により、府内8ブロックで自主防災組織リーダー育成研修を例年開催。 |
| 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 | ・市におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有。 | 協議会等の場を活用して、各市の取組を共有した。 |
| (2) 被害軽減の取組 | | |
| ①水防体制の強化に関する事項 | | |
| 水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組） | ・水防団員確保に向け、これまでの取組を行うとともに、新たな広報手段の検討を行う。 | 水防事務組合においてSNSでの発信やケーブルTVによる放送、自治会との連携による団員確保の手段を実施。新たに大阪市の協力により、吉本興業所属タレントによる三水防事務組合団員募集動画・ポスターを作成。その他においても引き続き、より効果的な広報手段の検討を行っていく。 |
| 水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進 | ・多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容の検討、実施を行う。 | 関係機関との訓練内容の検討や連携、地域住民の訓練参加を検討した。 |
| 水防関係者間での連携、協力に関する検討 | 大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間の連携を図る。 | 防潮扉等操作訓練への参加による関係機関との情報伝達訓練などを実施し、水防団間の連携を図った。 |
| ②多様な主体による被害軽減対策に関する事項 | | |
| 市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備） | 市庁舎、市立病院等の非常用電源設備の耐水化対策の実施検討を行う。 | 各市において実施予定。 |

| 具体的な取組の柱 | | 主な取組内容 | 取組状況 |
|--------------------------------|--|--------|---|
| 事 項【大分類】 | | | |
| 具体的な取組【中分類】 | | | |
| (3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 | | | |
| 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 | | | |
| 排水施設、排水資機材の運用方法の改善 | ・府が公表した洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に各市において排水計画の検討を行う。 | | — |
| 浸水被害軽減地区の指定 | ・各市において、浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。 | | 他事例の情報を共有し、今後の指定の検討を行った。 |
| 流域全体での取組み | ・雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道施設増強、耐水化を推進する。 | | 下水道施設の設計、整備を推進した。 |
| 土地利用誘導 | ・立地適正化計画における居住誘導区域の設定・見直し及び防災指針の策定を検討する。 | | 豊中市において令和5年度に防災指針を策定予定。 |
| (4) 防災施設の整備等に関する事項 | | | |
| 防災施設の整備等に関する事項 | | | |
| 堤防等防災施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策) | ・河川、下水施設等の整備は、「神崎川ブロック」「神崎川下流ブロック」「西大阪ブロック」流域治水管理図に基づき推進する。 | | 各ブロックにおいて着実に事業を実施するための予算確保などに努める。 |
| 水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保 | 【水門・樋門・防潮施設等の更新・高度化】 ・樋門、水門、防潮施設等の更新を実施 ・鉄扉等の遠隔監視化など機能高度化を実施 | | 木津川水門の更新、下水道ポンプ施設の更新を実施中、鉄扉の遠隔操作化に向けた検討を実施。 |
| | 【樋門等操作規則策定】 ・下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則を策定する。 | | ポンプ更新時など適宜、策定した操作規則の見直しを実施。 |
| (5) 減災・防災に関する国の支援 | | | |
| 減災・防災に関する国の支援 | | | |
| 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援 | ・交付金や起債対象事業の周知 | | 行政WGにおいて国通知文の説明、周知を実施。 |

- 神崎川ブロックでは、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府・市町が一体となって、「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 住宅密集地での重大災害の発生を未然に防ぐため、河床掘削および調節池整備等に着手。
 - 【中期】 河床掘削等および調節池整備の推進。
 - 【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

| 区分 | 対策内容 | 実施主体 | 工程 | | |
|---------------------|---|--|---|----|-----|
| | | | R4年度～ 短期 | 中期 | 中長期 |
| 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 神崎川の河床掘削 | 大阪府 | [Red bar] | | |
| | ため池の治水活用 | 大阪府・吹田市・茨木市・民間 | [Red bar] | | |
| | 砂防施設の保全 | 大阪府 | [Red bar with text: 定期点検による継続監視及び状況により適宜実施] | | |
| | 河道内の堆積土砂撤去 | 大阪府 | [Red bar] | | |
| | 治山施設・森林整備 | 大阪府 | [Red bar] | | |
| 被害対象を減少させるための対策 | 土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度 | 大阪府・豊中市・吹田市・茨木市・高槻市・箕面市 | [Yellow bar] | | |
| | 土地利用誘導（立地適正化計画の見直し等）等 | 豊中市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・箕面市 | [Yellow bar] | | |
| 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | ①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等 | 大阪府・大阪市・豊中市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・箕面市・豊能町・象台 | [Green bar with callouts: 洪水浸水想定区域指定拡大完了(R6年度), 雨水出水浸水想定区域図作成・公表(R7年度)] | | |
| | ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等 | 大阪府・大阪市・豊中市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・箕面市・豊能町 | [Green bar] | | |
| グリーンインフラの取組み | ・河川環境学習 ・河川美化活動 | 大阪府・吹田市・茨木市・摂津市・高槻市 | [Light Green bar] | | |
| | 安威川ダムのフラッシュ放流による安威川の河川環境の保全 | 大阪府 | [Light Green bar] | | |

河川整備等による効果

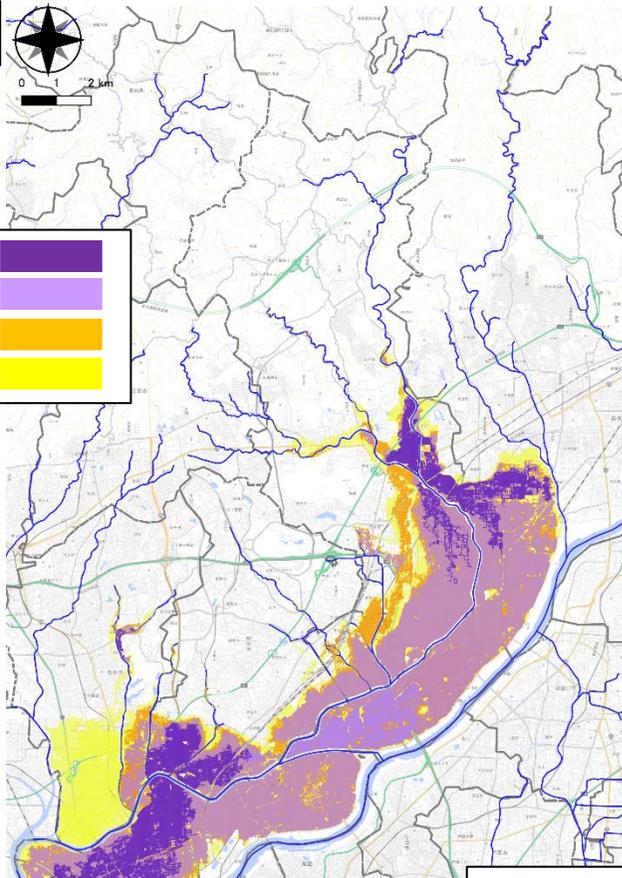
河道掘削や新規調節池の整備のほか、既存調節池やため池の活用の推進により、

神崎川：時間雨量65ミリ程度（1/40）の降雨に対し、家屋床上浸水が解消

安威川、天竺川、兎川、高川、山田川、正雀川、正雀川分水路、大正川、箕川：

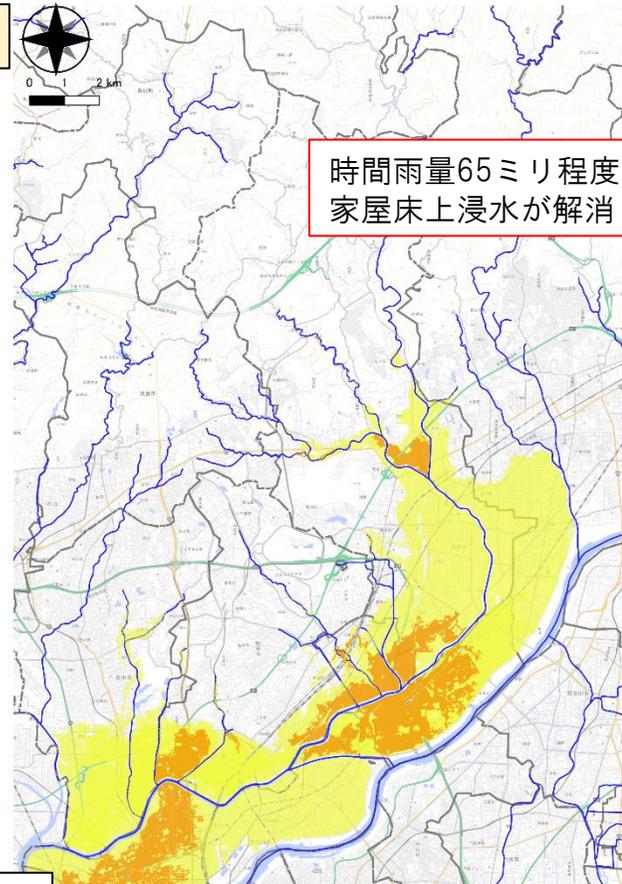
時間雨量65ミリ程度（1/30）の降雨に対し、家屋床上浸水が解消

現状



高頻度 (1/10)
中頻度 (1/30)
低頻度 (1/100)
想定最大規模

整備後



時間雨量65ミリ程度の降雨に対し、
家屋床上浸水が解消

「測量法に基づく国土地理院長の承認（使用）」（申請中）

※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。

※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H30）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。

※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考慮していない。

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率：89%

(令和6年度末時点)

農地・農業用施設の活用



4市町

(令和6年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
17施設

(令和6年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流木災害対策



治山対策 2箇所
土石流対策 1施設

(令和6年度実施)

立地適正化計画に
おける防災指針の作成



6市町

(令和6年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 24河川

雨水出水
浸水想定区域 2団体

(令和6年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保 洪水 7123施設
計画 土砂 54施設
高潮 4139施設

避難訓練 1520施設

(令和6年度末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

安威川ダムによる洪水対策

安威川では、洪水対策として、昭和42年7月の北摂豪雨災害を契機に計画が立案され、平成26年よりダム本体工事に着手した。令和5年9月に運用開始され完成した。豪雨災害に対して飛躍的に治水効果を高めるものであり、府民の皆様の安全・安心に向上につながるものである。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

吹田市の避難確保計画の取組

吹田市では、避難確保計画策定100%にするために茨木土木事務所と協力して、未策定な施設に声をかけ、策定支援をおこなうための相談会を行った。

取組結果

別日希望もあって参加施設は10施設と少数参加となった。(小中学校13施設については個別対応のため相談会の照会はかけていない。)

残りの50施設については期間を設けても100%に到達しなかったため、個別対応した。令和6年2月末に避難確保計画100%達成した。

また、直接話をすることで水害時等の備えや避難への意識向上につながった。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

摂津市の地域とともに考える水害からの広域避難の取組

摂津市では、1つの小学校区をモデルとし、多様な人が市域外への広域避難について考えるワークショップを開催した。

ワークショップ参加者とともに、参加者が出演する啓発動画及び地域版防災マップを作成を行った。

ワークショップ



啓発動画



防災マップ



グリーンインフラの取り組み

水辺の楽校などの取組

こども達とともに、川に入って魚の勉強や川の水質調査など河川環境学習を行うとともに、出前授業等により広く河川環境の重要性について周知活動に取り組んでいます。



自然環境に配慮した取組(フラッシュ放流)

ダムは大雨時に下流側の洪水被害を軽減する効果がありますが、同時に日ごろの雨による川の増水も減らしてしまうため、ダムから一時的に放流量を増やす『フラッシュ放流』を行うことで、人工的に川が増水する状況をつくり、川の上流の解消や川底の小石、土砂の移動などを起こし、自然の川の環境に近づけます。



～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

○神崎川下流ブロック（神崎川、中島川、左門殿川、西島川）では、当面の治水目標として40年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水を安全に流下させることができるよう、河床掘削等による洪水対策を実施するとともに、避難のためのソフト対策に取り組み、流域一体となった治水対策を推進します。



淀川水系神崎川下流ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

- 神崎川下流ブロックでは、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府・市が一体となって、「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 住宅密集地での重大災害の発生を未然に防ぐため、河床掘削等による洪水対策に着手。
 - 【中期】 河床掘削等による洪水対策の推進。
 - 【中長期】 当面の治水目標として40年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水を安全に流下させる対策を完了。

| 区分 | 対策内容 | 実施主体 | 工程 | | |
|---------------------|---|-------------|---|----|-----|
| | | | 短期 | 中期 | 中長期 |
| 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 神崎川の河床掘削 | 大阪府 | [Red bar] | | |
| | 左門殿川の河床掘削 | 大阪府 | [Red bar] | | |
| 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | ①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等 | 大阪府・大阪市・気象台 | [Green bar] 洪水浸水想定区域指定 拡大完了 (R4年度) 雨水出水浸水想定区域図 作成・公表 (R7年度) | | |
| | ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等 | 大阪府・大阪市 | [Green bar] | | |
| グリーンインフラの取組み | 河川美化活動 | 大阪府・大阪市・民間 | [Blue bar] | | |

淀川水系神崎川下流ブロック 流域治水管理図【事業効果の見える化】

～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

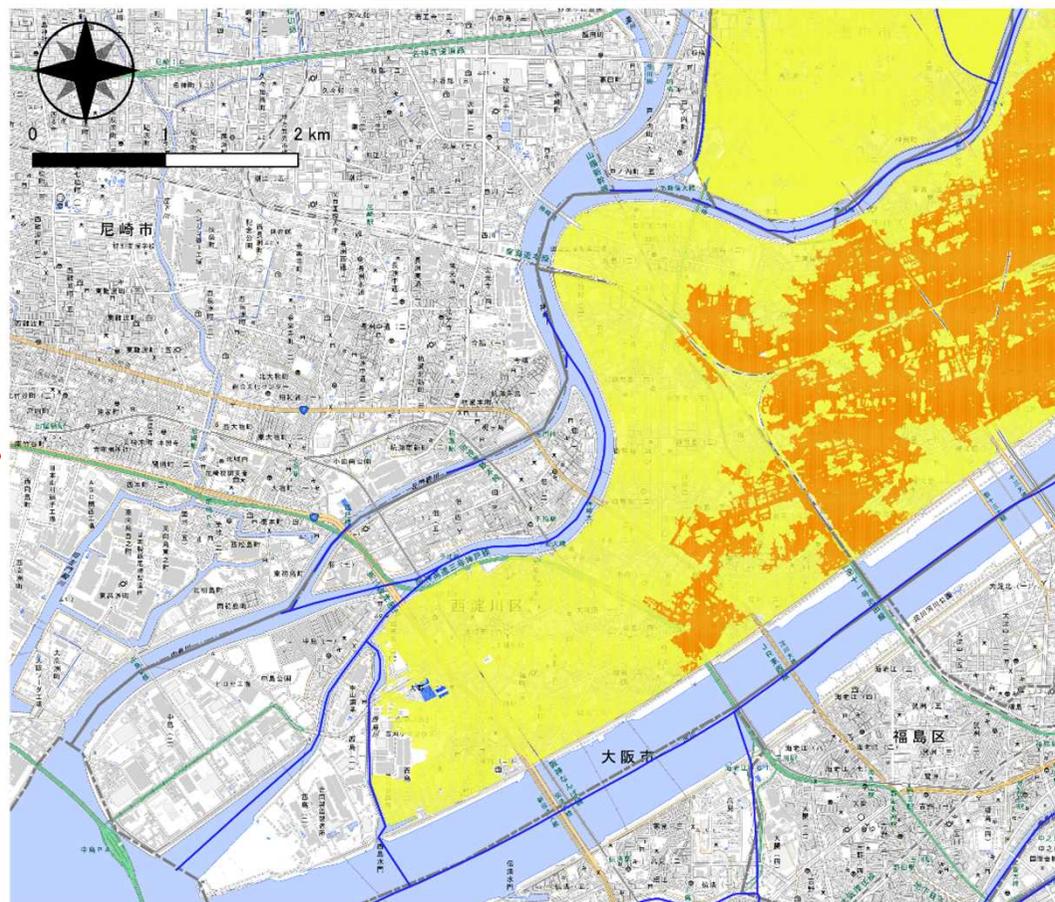
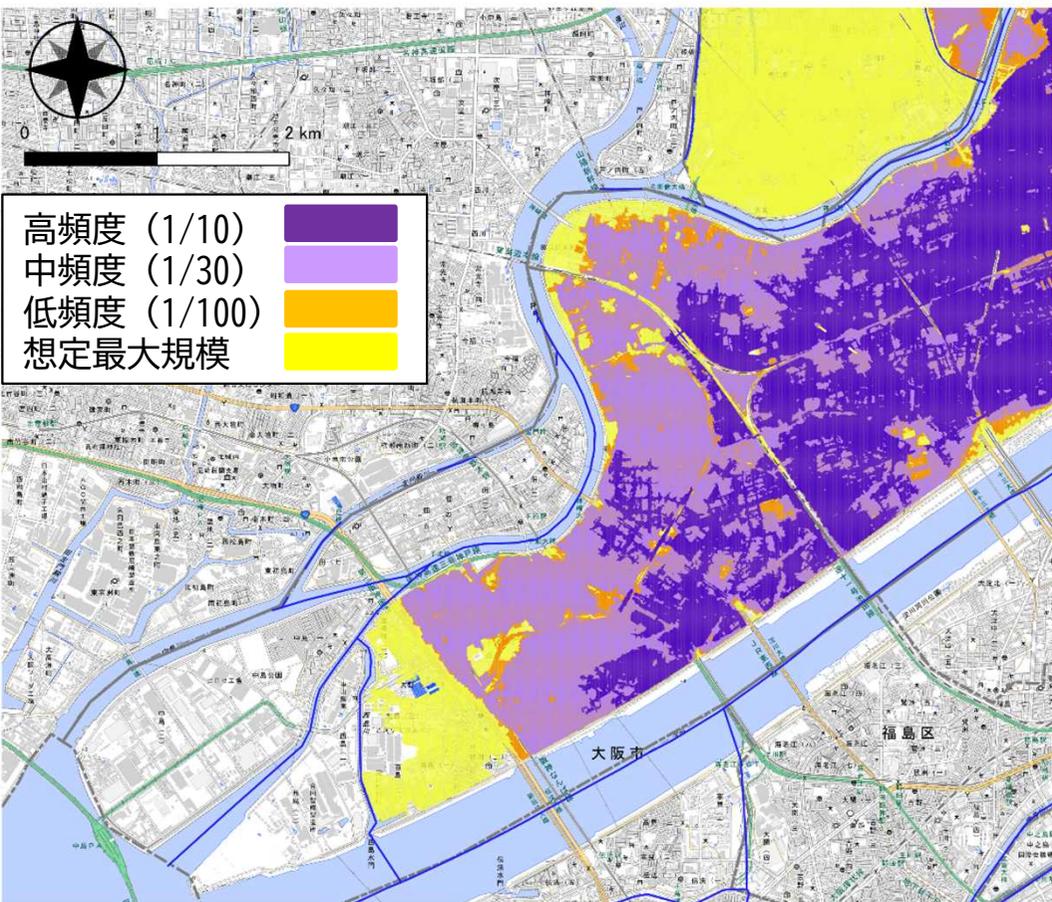
河川整備等による効果

河床掘削のほか、下水道等排水施設整備の推進により、
神崎川：40年に1度程度発生する恐れのある降雨に対し、家屋床上浸水が解消

現状

整備後

40年に1度程度発生する恐れのある
降雨に対し、家屋床上浸水が解消



※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。

※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H30）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。

※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考えていない。

淀川水系神崎川下流ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率：89%
(令和6年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設
(令和6年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 4河川
雨水出水
浸水想定区域 0団体
(令和6年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保 洪水 6225施設
計画 高潮 4139施設
避難訓練 1057施設
(令和6年度末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河床掘削による洪水対策

神崎川下流ブロックでは、洪水対策として、当面の治水目標を40年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水を安全に流下させることができるよう、左門殿川、神崎川の河床掘削を実施。

河床掘削のほか、下水道等排水施設整備の推進により、40年に1度程度発生する恐れのある降雨に対し、家屋床上浸水が解消される。



神崎川河床掘削工事

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

神崎川流域洪水タイムライン

大阪府では、令和3年度に流域市、国、ライフライン事業者、鉄道事業者などの防災機関と連携して「神崎川流域洪水タイムライン」を策定。



神崎川流域洪水
タイムライン

神崎川及び左門殿川 防潮扉点検操作訓練

台風による高潮の際に防潮鉄扉を閉鎖し大阪市等浸水被害から防ぐため、台風期に備え、国道2号及び周辺道路を通行止めし、防潮鉄扉閉鎖訓練を実施。



防潮堤点検操作訓練
(左門橋)

グリーンインフラの取り組み

河川美化活動

大阪府では、地域に愛され大切にされる川づくりをめざし、自発的な地域活動を河川の美化につなげる『アドプト・リバー・プログラム』を実施している。

神崎川下流ブロックでは、神崎川や中島川において美化活動が行われている。



アドプト・リバー
活動状況

～水都大阪を支える流域治水の推進～

○西大阪ブロック（旧淀川（大川、堂島川、安治川）、土佐堀川、木津川、尻無川、東横堀川、道頓堀川、住吉川、正蓮寺川及び六軒家川）では、整備対象区間において水門の改築、防潮堤等の耐震補強を実施します。



凡例

- 河道改修
- 貯留施設（新規）
- 貯留施設（既存）
- 流域界

水門改築事業
（安治川、尻無川、木津川）



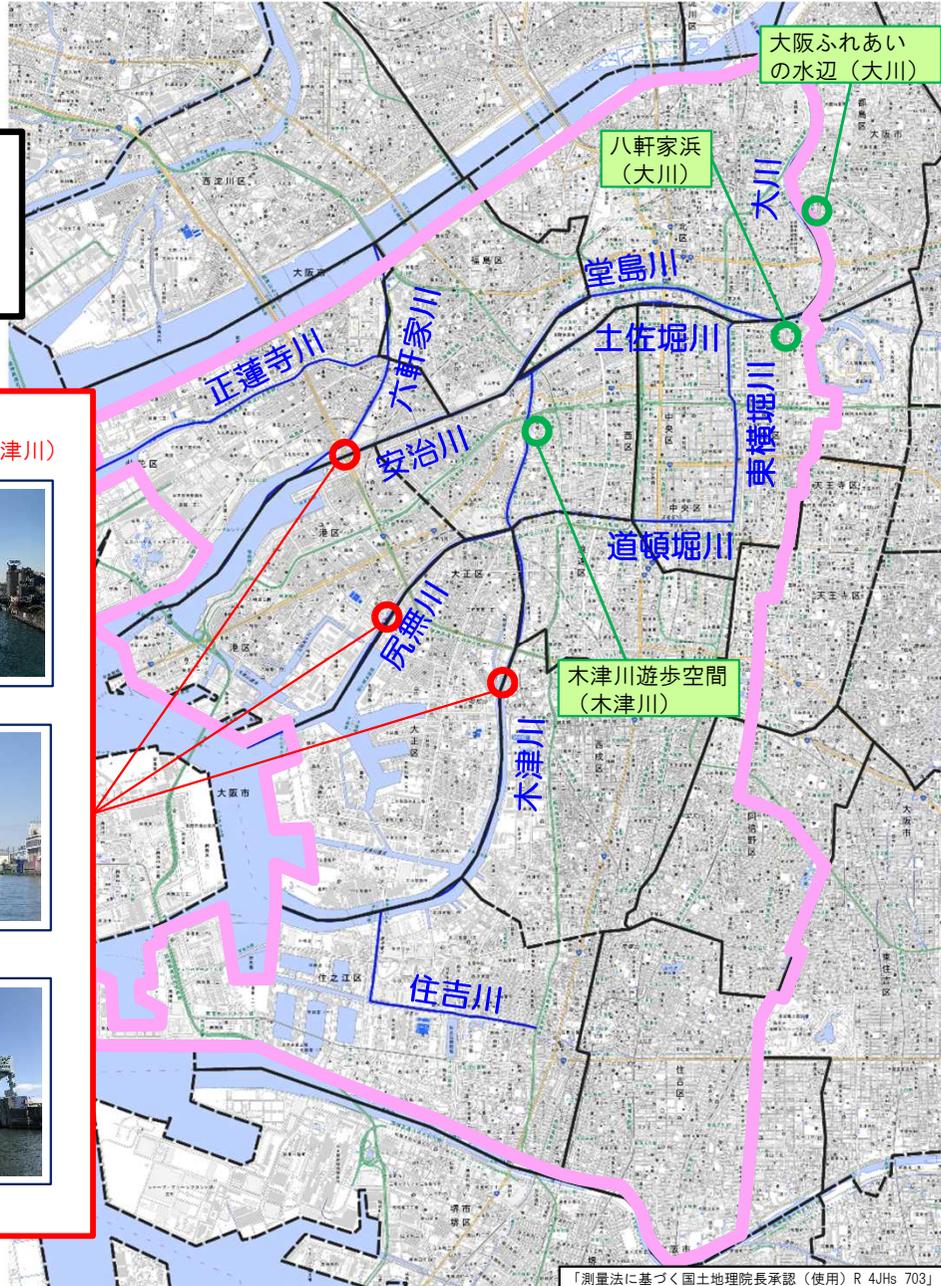
安治川水門



尻無川水門



木津川水門



● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・水門の改築【府】
- ・水門・防潮堤耐震補強【市】
- ・下水道等排水施設の整備【市】

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施【府・市】
 - ・ホットラインの運用（洪水・高潮）【府・市】
 - ・タイムラインの策定・運用（広域・市域・地域）【府・市・民間】
 - ・水害危険性の周知促進【府】
 - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
 - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
 - ・隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市】
 - ・応急的な退避場所の確保【市】
 - ・市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
 - ・水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
 - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【府・市】
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
- ・ハザードマップの改良、周知、活用【府、市】
 - ・防災教育の推進【府、市】
 - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
 - ・住民一人一人の避難計画（マイタイムライン）・情報マップの作成促進【府、市】
 - ・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）【市】
 - ・水防訓練の充実、避難訓練への地域住民の参加促進【府・市】

● グリーンインフラの取組み

- ・水辺の賑わい空間創出【府・市・民間】
- ・自治体、住民、企業との協力による河川美化活動【府・市・民間】

淀川水系西大阪ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

～水都大阪を支える流域治水の推進～

● 西大阪ブロックでは、整備対象区間において水門の改築を実施する。

【短期】 水門の改築工事に着手。

【中期】 水門の改築工事の推進。

【中長期】 水門の改築工事を完了。

| 区分 | 対策内容 | 実施主体 | 工程 | | |
|---------------------|---|-------------|----|----|-----|
| | | | 短期 | 中期 | 中長期 |
| 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 水門の改築 | 大阪府 | | | |
| 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | ①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等 | 大阪府・大阪市・気象台 | | | |
| | ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等 | 大阪府・大阪市 | | | |
| グリーンインフラの取組み | ・水辺の賑わい空間創出 | 大阪府・大阪市・民間 | | | |
| | ・河川美化活動 | 大阪府・大阪市・民間 | | | |

淀川水系西大阪ブロック 流域治水管理図【事業効果の見える化】

～水都大阪を支える流域治水の推進～

河川整備等による効果

西大阪ブロックでは、時間雨量80ミリ程度（1/100）の降雨に対し、家屋床上浸水は発生しない。

淀川水系西大阪ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

～水都大阪を支える流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率：100%
(令和6年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設
(令和6年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 9河川
雨水出水
浸水想定区域 0団体
(令和6年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保
計画 洪水 5760施設
高潮 3852施設
避難訓練 786施設
(令和6年度末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

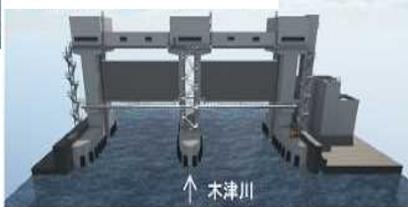
三大水門（安治川、尻無川、木津川）の改築

大阪府では、三大水門（安治川、尻無川、木津川）について、1970年（昭和45年）の完成以来約50年が経過しており、寿命が迫っていることが明らかになっている。また、東日本大震災を契機に、津波遡上対策として三大水門を閉鎖することを検討した結果、三大水門の閉鎖は津波被害の軽減策として有効である一方、津波の外力により水門が損傷し、開閉が困難となる可能性も明らかとなった。このため、さらに対応策を検討した結果、三大水門を津波にも耐えうる新たな水門に更新することとして、三大水門の更新事業を進めている。

【現況：パイザーゲート式】



【整備後：ローラーゲート式】



水門改築イメージ図
(木津川)

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

大阪市地下空間浸水対策協議会

大阪市では、市域における民間ビルも含めた地下空間において、事業者間の連携、施設整備も含めて浸水対策の促進を図るため、大阪市、大阪府、関係機関、地下街管理会社、鉄道会社、関係民間ビル会社等で構成する『大阪市地下空間浸水対策協議会』を平成26年に設置。地下空間の地下施設管理者が連携した浸水対策（避難対策及び止水対策）のガイドラインの作成及び訓練の実施、情報共有のためのネットワークづくりなどを検討し、浸水対策の促進を図っている。



地下街等相互連携訓練 (H27)

グリーンインフラの取り組み

水辺の賑わい空間創出

大阪府では、大川における『大阪ふれあいの水辺』や『八軒家浜（八軒家浜防災船着場・川の駅はちけんや）』、木津川における『木津川遊歩空間（トコトコダンダン）』などの水辺空間が整備され、多くの方々に利用される水辺の賑わい空間となっている。



大阪ふれあいの水辺

八軒家浜
(川の駅はちけんや)



- ▶ あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
- ▶ 下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有するとともに、**流域個別での議論を深め**、流域治水の様々な施策を具体化していく

◆ 令和7年度の大阪府の主な取組み ◆

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|

流域治水プロジェクトの充実・強化

各施策を進めつつ、流域治水勉強会・流域治水推進意見交換会を継続し、施策を具体化していく

① 河川整備計画に基づくハード対策の推進と気候変動への備え

「気候変動を踏まえた今後の治水対策の進め方について」答申(R7.1.18)

- 1 当面の治水対策の進め方
⇒ 「今後の治水対策の進め方(H22.6)」に基づく現「河川整備計画」を推進
- 2 気候変動による将来的な降雨量増大への備え
⇒ 「流域治水」の推進とともに個別流域において治水計画の変更について検討を行うこと

全般

河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す

気候変動の影響を踏まえた治水計画の変更に向け、変更手法について検討

② 河川防災情報の充実(洪水浸水想定区域の指定完了・水防法)

令和6年6月に、府管理135河川において区域指定完了(19河川は、想定し得る最大規模の降雨による氾濫の恐れなし)

指定済み河川のうち水位計が未設置の41河川について、**水位計設置を推進**

水位計設置

設置箇所
確認

水位
設定

市町村
ヒアリング

とりまとめ

水位計詳細設計の発注準備
設置までの短期的対応

③ 特定都市河川の指定検討(特定都市河川浸水被害対策法)

芥川の特特定都市河川指定の情報提供を行うとともに、市町村等における指定のメリットを共有し、**その他河川においても指定拡大を目指す**

芥川の情報提供

指定手続き

流域水害対策協議会の設置 → 流域水害対策計画策定

行政WG ●

情報提供 ●

④ リスク周知等の継続

洪水リスク等の周知、水防災情報システムを活用した避難行動支援を継続
土砂災害防災システムは令和8年度からの本格運用を目指し再整備を推進

洪水リスク等の周知・水防災情報の活用を促進

(出前講座○回開催※R6実績)

土砂災害防災情報システム再整備の設計・製作

工事

周知

試行

⑤ タイムラインの充実

広域タイムライン：運用・振り返りによる充実化/残り1流域の訓練実施
市町村タイムライン(42/43市町村)：残り1市作成/訓練と振り返りの実施
地域タイムライン(145地区)：各市町村(27/43)において1つ作成を目指す
市町村等の取組を支援(成功事例の横展開)

連絡体制確認
訓練実施

出水(運用)期間

振り返り・TL改善

周知

成功事例
紹介

市町村の
意向確認

開催準備(先発)

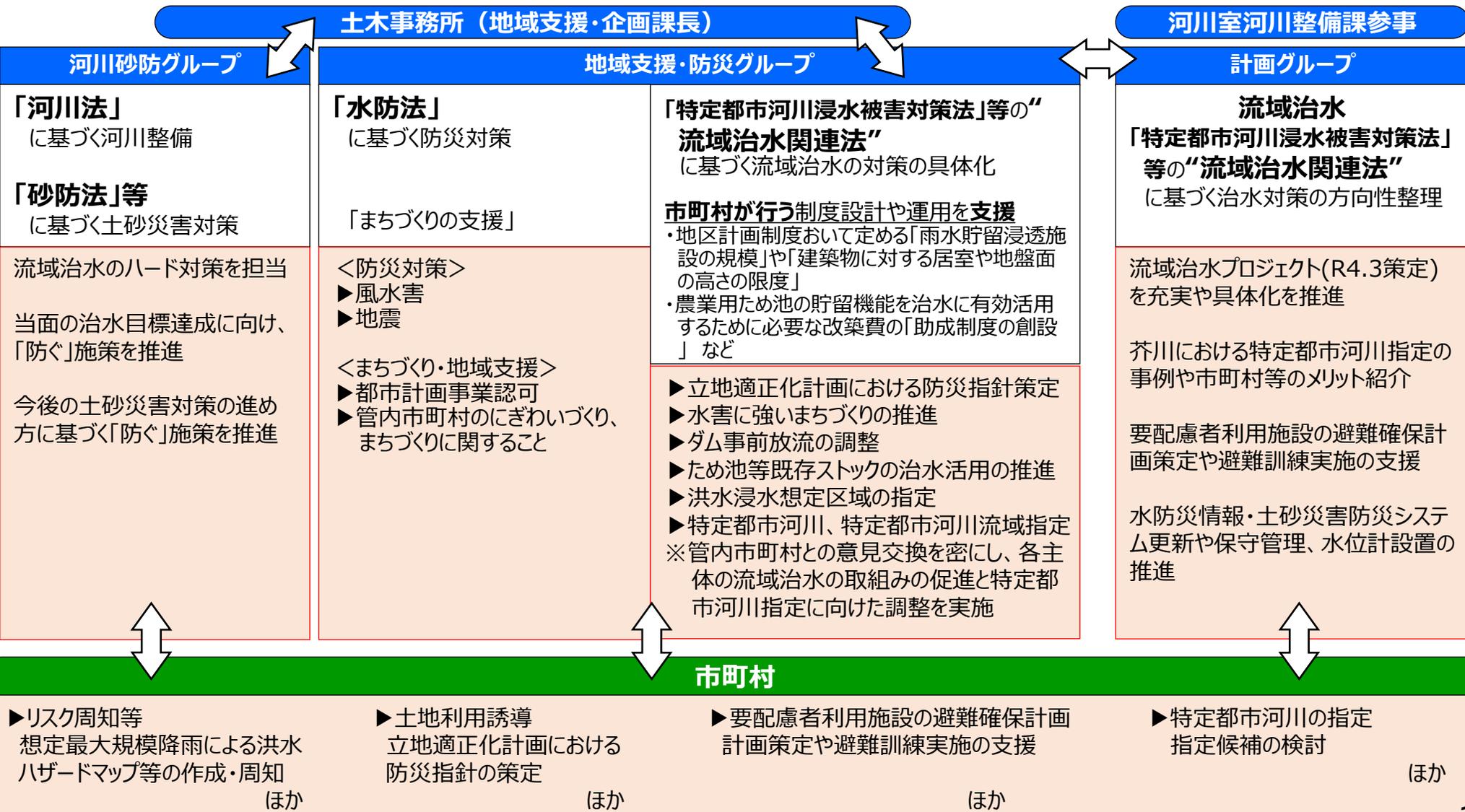
講習会
開催

開催準備(後発)

講習会
開催

流域治水の推進（令和7年度の取組）

- ▶ 河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
- ▶ 管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む



芥川における特定都市河川指定について（令和7年度の取組）

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- ▶ 芥川流域では過去から深刻な浸水被害が頻発（古くは大正6年の大雨による「大塚切れ」淀川、芥川決壊）
- ▶ 平成24年には、既往最大の時間雨量110ミリの集中豪雨があり、高槻市街地では大きな被害が発生



法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

【治水事業】

- ▶ 芥川は整備計画において、府区間は1/100の降雨による床上浸水を防ぐことを目標に事業を実施
- ▶ 直轄区間は府管理区間の改修を踏まえ事業を実施
- ▶ **高槻市は、下水道の計画降雨を超える雨への対策として「高槻市総合雨水対策アクションプラン」を策定**
- ▶ さらに重点地区（浸水多発地区）では、**雨水対策施設や雨水貯留施設等の整備を実施中**

【流域治水対策の方針】

- 流域内の市街化が著しく発展し、大規模な河道拡幅等が困難な地形特性を踏まえ、
 - ① 人口・資産が集積する芥川下流の河川整備と雨水貯留施設等、**内水対策の実施**
 - ② 流域における雨水流出抑制対策の実施等により、**特定都市河川流域全体で早期に安全度を向上**させる。

高槻市としては、**法指定により**、国・府の河川整備だけでなく、**雨水貯留浸透施設等の内水対策を推進したい**

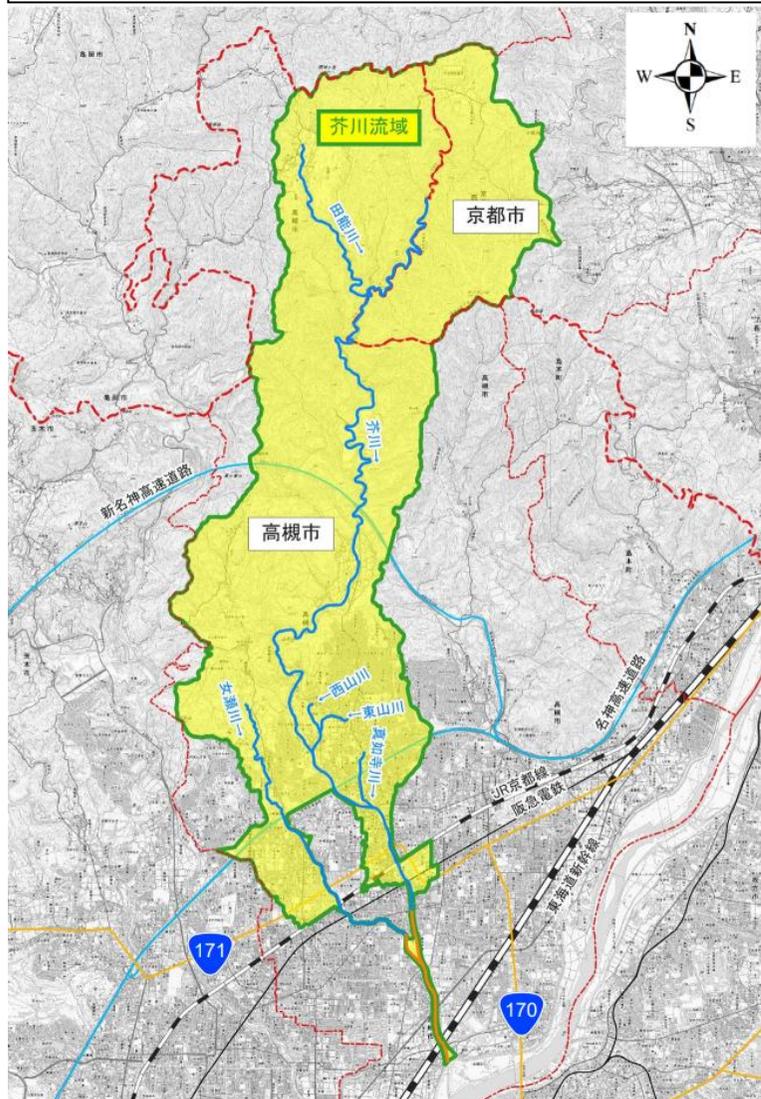
特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定

令和7年3月25日に国土交通省において淀川水系芥川流域での「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手

芥川における特定都市河川指定について（令和7年度の取組）

芥川特定都市河川流域の範囲

河川区間：淀川水系芥川等の計6河川
流域面積：約50.1km²



流域治水の計画・体制強化

特定都市河川の指定

～府域の河川へ指定拡大～

流域水害対策協議会の設置

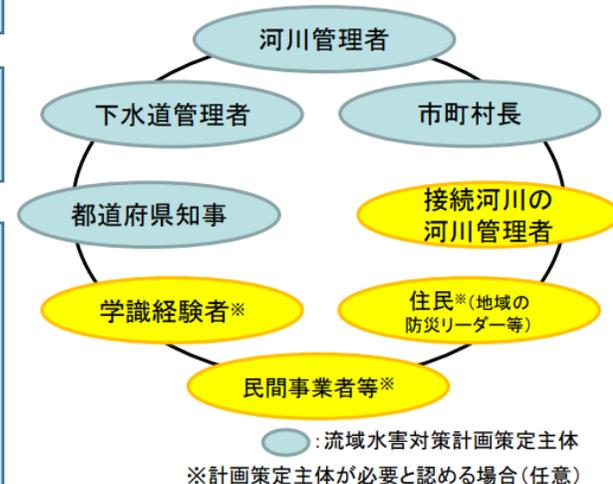
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、おおむね20-30年の間に実施する取組を定める

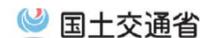
関係者の共同により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



指定によるメリット

予算措置の重点化



▶近畿地整直轄河川改修のうち、大和川特定都市河川流域を含む奈良県配分予算は、**対前年度比約1.2倍と重点的に措置**

※伸率は、(R5補正+R6当初) / (R4補正+R5当初)

▶大和川特定都市河川流域では、遊水地をはじめとする流域治水整備事業が大きく推進

【出典】近畿ブロック内の更なる流域治水の推進に向けて
近畿地方整備局 流域治水推進室(令和6年6月)

【参考】特定都市河川の指定に関する検討（大阪府）

- ▶ 府では、平成17年度に寝屋川及びその支川を「特定都市河川」に、寝屋川流域を「特定都市河川流域」に指定
- ▶ 流域抑制等のための一つの有効な手法であり、新たな特定都市河川の指定について、以下の特定都市河川の指定要件の適否に係る検討の手順に基づき検討を行っている

特定都市河川の指定対象

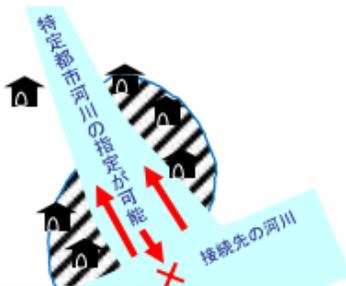
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



法改正による追加

⇒ 指定要件から抽出すると、大阪府内では93河川が該当（すでに指定している寝屋川流域を除く）

⇒ このうち、氾濫域を考慮するため、計画規模降雨で床上浸水が発生する河川を抽出（1/30降雨で床上浸水が発生する河川を抽出）

府が考える新規指定候補の22河川

| | 水系 | 河川 | 備考 |
|----|-----|------|----------|
| 1 | 淀川 | 山田川 | |
| 2 | 淀川 | 神崎川 | |
| 3 | 淀川 | 安威川 | |
| 4 | 淀川 | 余野川 | |
| 5 | 淀川 | 天竺川 | |
| 6 | 淀川 | 兔川 | |
| 7 | 淀川 | 高川 | |
| 8 | 淀川 | 芥川 | R7指定手続き中 |
| 9 | 淀川 | 水無瀬川 | |
| 10 | 淀川 | 茨木川 | |
| 11 | 淀川 | 檜尾川 | |
| 12 | 淀川 | 穂谷川 | |
| 13 | 大和川 | 石川 | |
| 14 | 大和川 | 東除川 | |
| 15 | 大和川 | 西除川 | |
| 16 | 大津川 | 大津川 | |
| 17 | 大津川 | 牛滝川 | |
| 18 | 石津川 | 石津川 | |
| 19 | 芦田川 | 芦田川 | |
| 20 | 佐野川 | 佐野川 | |
| 21 | 男里川 | 男里川 | |
| 22 | 櫻井川 | 櫻井川 | |

おおさかタイムライン防災プロジェクト



タイムラインとは

流域治水の一環である「逃げる」施策は、災害時には重要な事項の1つであり、これまでも推し進めてきたところ。タイムラインもその1つで、大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したものである。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

広域タイムライン 5/5地域 <寝屋川流域、神崎川、安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮>
比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

市町村タイムライン 42/43市町村
一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

コミュニティ（地域）タイムライン 27市町村、145地区
自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

今後…
<マイタイムライン> 3つのタイムラインを進めるとともに、特にコミュニティタイムライン作成済みの地域については、国の推進する“マイタイムライン”についても関係部局と協力の上、推進していく。

課題と対応

| タイムライン分類 | 課題 | 対応 |
|----------|--|--|
| 広域 | <ul style="list-style-type: none"> タイムラインを活用した訓練の実施 タイムラインの改善 | <ul style="list-style-type: none"> 全てのタイムラインで訓練を実施 実際の水害対応を踏まえ、改善を実施 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> 全市町村でのタイムライン作成 タイムラインの活用、改善 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村への作成の働きかけ、支援 実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施 |
| コミュニティ | <ul style="list-style-type: none"> 地区数が多く作成が十分に進んでいない 地域のモチベーションや担い手不足 優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> 事例集の活用等により横展開 イベントや訓練等での周知、講師等の派遣支援 地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進 |

これまでの取組

キックオフ

平成29年3月
おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム



神崎川流域

令和3年9月策定・運用開始
実績：4回 ※訓練未実施

リーディングプロジェクト

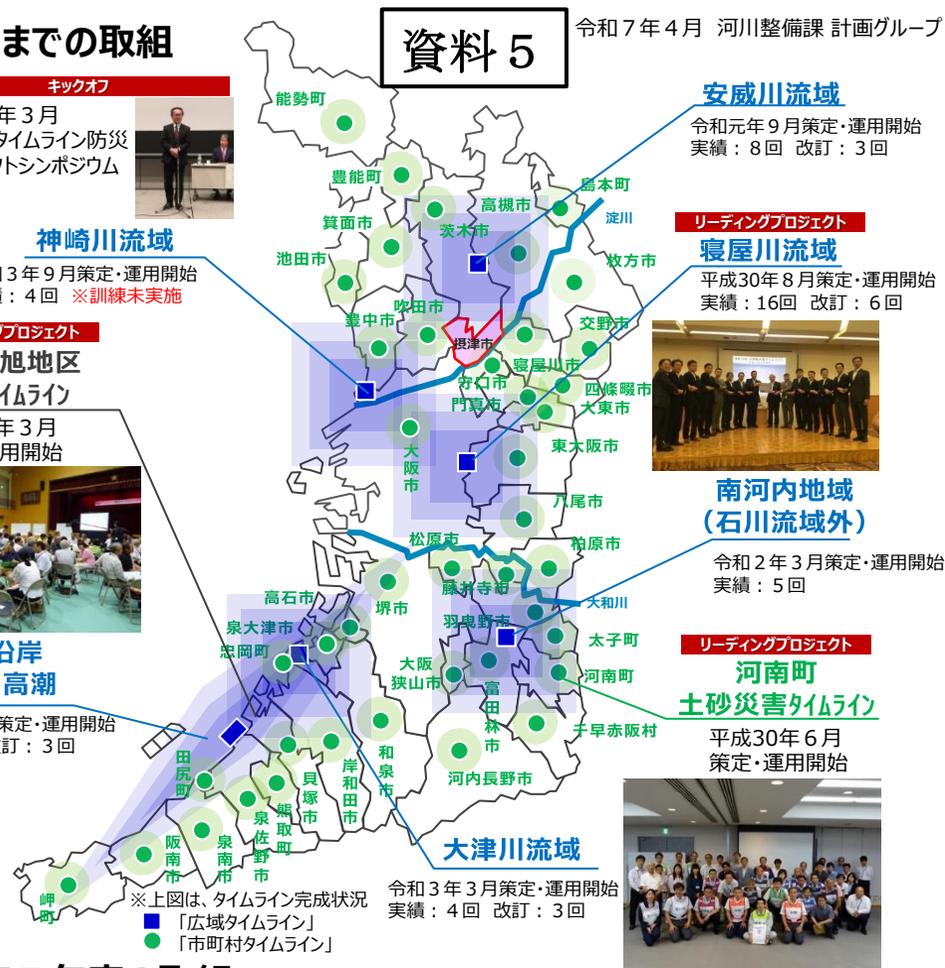
貝塚市旭地区 高潮タイムライン

平成29年3月
策定・運用開始



大阪湾沿岸（泉州）高潮

令和2年8月策定・運用開始
実績：9回 改訂：3回



資料 5

令和7年4月 河川整備課 計画グループ

安威川流域

令和元年9月策定・運用開始
実績：8回 改訂：3回

リーディングプロジェクト

寝屋川流域

平成30年8月策定・運用開始
実績：16回 改訂：6回



南河内地域（石川流域外）

令和2年3月策定・運用開始
実績：5回

リーディングプロジェクト

河南町 土砂災害タイムライン

平成30年6月
策定・運用開始



令和7年度の取組

<広域タイムライン> 訓練未実施の1流域において訓練を実施/振り返り・改善を実施
<市町村タイムライン> 未作成1市の早期完成/策定済みの市町村は振り返り・改善を実施
<コミュニティタイムライン> 未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き支援を実施
⇒土砂災害は、洪水と比較してリスクの範囲が限定されることから、**地域単位で避難計画を作成することが有効**
⇒**地区単位ハザードマップ（HM）作成済の地域**に対し、実際の運用や訓練を行った際にタイムラインの作成を促す等、**重点的に作成の取組を拡げていく。**



コミュニティタイムライン作成状況



令和7年度 大阪府の取組について

① コミュニティタイムライン策定を支援する講習会

【課題】

- ・地域タイムライン作成支援の中心となる市町村の**防災担当職員**の**人員不足等**
- ・専門知識を有した方の意見を伺うことによる**防災担当職員**の**説得力**や**意識向上**

【講習会概要】

- 対 象：防災担当職員や地元自治会長等
- 開催場所：地域ブロック（大阪市・泉南地域）
- 時 期：令和7年度6月末(予定)1日間／1地域・1回
- 講習内容：講義)タイムライン(意義・効果／作成方法等) 1時間
流域治水/水害等リスク/防災気象情報/TL専門家の講演
演習)グループ毎のタイムライン作成 2時間

② 要配慮者利用施設の避難訓練に係る講習会

【課題】

- ・府内の要配慮者利用施設の**訓練実施率約9%と低い**(計画策定96%)
- ・施設管理者の訓練に関する**知識不足**と**意識向上** ※集計:R6.4.1~9.30

【講習会概要】 ※モデル市での事例

- 対 象：要配慮者利用施設の管理者・行政関係者
- 開催場所：各土木管内で1市町村 ※市町村に意向確認
- 時 期：令和7年10月(予定) 1日間
講義)講義)避難訓練の必要性等について 1時間
土砂災害リスク/防災気象情報/TL専門家の講演
演習)グループ毎にタイムラインを検討(机上訓練) 1時間

全市町村で1つのコミュニティタイムライン作成を促進

府内の避難訓練実施率の向上(※好事例の横展開)

コミュニティタイムライン策定支援

★市町村の困りごとをヒアリング★

【策定に向け希望する支援】

- ・地域に配布できるひな形や説明資料の提供
- ・出前講座の支援
- ・地域TL作成に資する情報提供
- ・タイムライン作成にかかる経費支援 等々



タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発を対象とした支援措置

| 緊急防災・減災事業（特別交付税） | |
|------------------|--|
| 内容 | ・市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費 ・住民に対するタイムラインの普及啓発経費 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非償還経費に限る。 |
| 対象 | 地方公共団体 |
| 備考 | 令和7年度まで |

消防庁
国民保護・防災部防災課長

◆動画やワークシート（ひな形）などをまとめた**DVD**を府内全市町村へ配布しています！



◆ホームページから、だれでも視聴可能です！

■詳しくは、ホームページをご覧ください。

おおさか タイムライン で検索



◆コミュニティタイムライン総括表のひな形もダウンロード可能です！